

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
1	3	3	総論 第1章 1	4行目「この8年間を振り返ると、」を削除 ※内容が8年間で起きたこととは限らない	貴見のとおり、より長期的な動きも含んでいるため、「近年」と修正します。	有	近年、世界においては、
2	3	3	総論 第1章 1	9行目「高度な行政運営が」の次に「現在」を加える	ご指摘いただいた箇所を含む文章は、近年の国内外の主要な動向とこれを踏まえた時代の全体的なニーズを記載しており、「現在」だけでなく「未来」にも関わる問題であることが文中から読み取れる内容となっていることから、原案のとおりといたします。	無	
3	3	3	総論 第1章 1	最下段のアスタリスクの表示を削除 ※行政側が断定的に言うことではない	貴見を踏まえ、「※笠岡市が持続的に発展するには、経済、社会、環境の調和が必要です。」と修正します。 なお、今日、国連において持続可能な開発は「環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくこと」であるとされており、既に世界各国にこの考え方が浸透・定着しています。例えば、日本においても、国連ESD「持続可能な開発のための教育」の中で内閣官房や文部科学省において紹介されています。	有	※笠岡市が持続的に発展するには、経済、社会、環境の調和が必要です。
4	8・40	9・35	総論 第2章 3 基本構想 第3章	人口構成をわかりやすくするため、人口ピラミッドの図表を記載	人口構成をわかりやすくするため、人口ピラミッドの図表を追加します。	有	※図表を追加
5	9	10	総論 第2章 3	(人口動態統計)(人口移動報告)に用語注釈を追加	(人口動態統計)(人口移動報告)に用語注釈を追加します。	有	人口動態統計:厚生労働省が行なっている日本の人口動向を明らかにする指定統計 人口移動報告:総務省が公表する、都道府県や市区町村などの境を越えて住所を移した人数を調べる統計
6	13	14	総論 第2章 3	【社会面】人口の項中「低くなっています。」を「減少しています。」に修正	相対的な状況をより分かりやすく説明するため、貴見のとおり修正します。	有	○自然増減は、6市の中で玉野市に次いで減少しています。 ○社会増減は、6市の中で最も減少しています。
7	14	15	総論 第3章 1	「少産化・晩婚化」を「少産化・ 晩産化 ・晩婚化」(2か所)に修正	貴見のとおり「晩産化」も傾向としてみられることから、「少産化・晩婚化」を「少産化・晩産化・晩婚化」に修正(2か所)します。	有	少産化・晩産化・晩婚化・非婚化

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
8	14	15	総論 第3章 1	「ライフスタイルの多様化」に「・経済的理由」を追加	経済的な理由についても、少産化・晩婚化・非婚化の要因の一つと考えられるため、修正します。	有	経済的な理由、個人の価値観・ライフスタイルの多様化に伴う
9	24～ 30	—	総論 第3章 2	巻末に参考資料として掲載する ※「笠岡クロニクル」は総合計画審議会で審議されていないため	貴見のとおり、巻末に参考資料として掲載します。	有	「笠岡クロニクル」を総論から削除 ※巻末に参考資料として掲載
10	33・ 34	27・ 28	総論 第3章 4	「愛郷心」を「郷土愛」に修正 ※P42では「郷土愛」となっている	用語統一の観点から、貴見のとおり「愛郷心」を「郷土愛」へ修正します。	有	歴史・文化資源を活かした郷土愛の醸成 笠岡の郷土愛を育む教育プログラム充実
11	34	28	総論 第3章 4	5行目「個別具体の」を「個別に具体的な」に修正	「個別に具体的な」に修正します。	有	個別に具体的な
12	34	28	総論 第3章 4	「仕事づくり」の表中の最後に「住民個々の経済力の向上」または「個人所得の向上に向けた施策」を追加	「個人所得の向上に向けた施策」を追加します。 ※指標については、総人口一人当たりの市民所得の指標で捕捉します。	有	<仕事づくり(経済面)>に 「個人所得の向上に向けた施策」を追加 基本計画第1章1-3の商工業振興の総合指標に「総人口一人当たりの市民所得」を追加
13	34	28	総論 第3章 4	「リノベ」を「リノベーション」に変更	略語であったため、「リノベーション」に修正します。	有	リノベーション・改修・維持管理の徹底により

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
14	37～44	31～39	基本構想全体	<p>市民意識をはじめ、選挙公約や施政方針等でずっと言われ続けて未だ達成できない下記の項目について、継続的に構想を持つのは誤りでないかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致・雇用創出 ・干拓地の有効活用 ・市の財政状況 ・公共交通の利便性 <p>これらについては、そろそろあきらめて方針転換を図り新たな構想を持つべきと考えます。</p> <p>つまり日本国として人口が減少し高齢化になっていく事実を認め、また、笠岡だけが企業誘致し雇用も生まれ若い人が定住する等は夢物語です。現実を見て対応しましょうということです。</p> <p>笠岡は周辺域に百万都市や政令指定都市に囲まれたへそになる地域の中心となる立地の地域です。工業や商業の発展を模索するのではなく、近隣都市のベッドタウンとして、自然災害の少ない安心安全な環境都市を目指す。また、人口も2～3万人でもいい。コンパクトシティとしての利便性を追求した生活がしやすく、安心して生活できる街を目指すことを提案いたします。</p>	<p>企業誘致・雇用創出については、大変好調な状況で、複数の案件が進行しており、誘致交渉を進めているところです。</p> <p>干拓地については、アジア最大級の次世代施設園芸拠点となる野菜工場や国道2号バイパスの建設が行われており、県内有数である畜産業においても更なる規模拡大が進められているところです。</p> <p>また現在、干拓地の農地はすべて所有者が存在し、それぞれが営農活動に取り組んでいます。事情により営農されていない農地が若干存在します。特にそれらの農地の利用集積を進め、耕作放棄地の解消を目指します。なお、干拓地は農林水産省の国営事業により農業振興を目的に造成された土地であるため、農業以外の利用は出来ない状況です。</p> <p>市の財政は確かに厳しい状況であり、将来の人口や財政規模を想定した公共施設面積の縮減や財政運営の適正化を推し進める必要があります。しかしながら、笠岡市の発展のためには市民が夢と希望を持てるような新たな取組を柔軟に打ち出し、同時に笠岡市らしい地域社会を構築していくことも重要だと考えています。</p> <p>最後に公共交通については、人口減少・高齢化社会における市民のニーズに合わせた交通システムの構築を図ります。</p> <p>以上のように、利便性を追求した集約型都市構造を目指して取り組んでおり、計画本文にもそれぞれ記載しているところです。</p> <p>なお、ご意見にあります立地の優位性を活かしていく取組については、計画本文に追記します。</p>	有	<p><現況と課題>① 笠岡市の社会動態は若者を中心に転出超過が続いていることから、倉敷市や福山市への通勤利便性等を活かした新たな定住人口の獲得等、更なる定住促進の取組が求められます。</p> <p><対策> ①笠岡市のイメージアップや利便性をアピールし、移住・定住を促進するため、</p>
15	39	33	基本構想第2章	「◎安心して・・」の2行目「場合によっては」を削除	ご指摘のとおり、財政状況については、今後も厳しい状況が予測されるため、「場合によっては」を削除します。	有	財政状況は、今後ますます不確実性を増し、厳しいものとなることも十分に予測されます。
16	41・42・44	36・37・39	基本構想第4章・第5章	「稼ぐ」は行政になじまないため「潤う」に修正	「稼ぐ」という文言を提案した意図としては、ご指摘にあるようないわゆる「行政」の既成概念を超えて、様々な取組にチャレンジするという意欲を表すものです。また、P42にも記載しているように、こうした取組を経て市民・事業者も含めた市全体として“稼ぐ”ことのできる経済・経営環境の創出を進めるものであり、基本的には修正の必要はないと考えます。	無	
17	42	37	基本構想第4章	6行目「観光産業等の」の次に「成長が期待できる」を追加	より効率的・効果的に「新たな産業の創出」を進める観点から、貴見のとおり、「成長が期待できる」を追加します。	有	観光産業等の成長が期待できる新たな産業の創出に

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
18	44	39	基本構想第5章	「賑わう」の施策分野「身近な上水道」を削除。「安らぐ」の「健全な下水道運営」に統合し「健全な上下水道運営」に変更 ※水道料金値下げによる賑わいは、基本計画の中で読み取れないため	戦略分野「身近な上水道」を「健全な下水道運営」と統合し戦略分野名称を「健全な上下水道運営」に変更してはどうかの意見については、水道事業と下水道事業とを一つの戦略分野に統合した場合、それぞれの内容が分かり難くなると想定されるため、水道事業は独立した戦略分野としたいと考えています。 所属する「戦略の柱」についてはご意見のとおり「活性化戦略”賑わう”」から「安定戦略”安らぐ”」へ移行します。	有	p. 44 戦略の柱「活性化戦略”賑わう”」から戦略分野「身近な上水道」を削除し、戦略の柱「安定戦略”安らぐ”」へ移行。
19	44	39	基本構想第5章	「安らぐ」の施策分野「障がい者・障がい児福祉の充実」を「障がい児・障がい者福祉の充実」に変更し、「輝く」の「歴史の継承・・・」の次に移動	障がい者・障がい児の記載順序については、一般的に文章で表現する場合、こうした順番になっているため、計画でもこの表現を使うこととしています。「障がい者・障がい児福祉の充実」の項目は、障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、住み慣れた地域社会で自立して生活しながら、市民と共に参加できるまちを目指すことを基本方針としており、地域で安心して、暮らせるよう進めるという内容であるため、施策分野“安らぐ”が掲載分野として適していると考えます。	無	
20	47以降	43以降	基本計画全体	全般的に、割合「%」で表している指標について、分子・分母の関係がわかりづらいものがある。「〇〇に対する〇〇の割合」等、全体的に表現を統一したほうがわかりやすいと思います。 例えば、P128【達成目標1】の指標「実態把握数」について、認知症の高齢者なのか、一人暮らしの高齢者なのか、これだけではわからない。指標についても、一般市民にわかりやすい表現とするよう見直す必要があるのではないのでしょうか。	指標の表現についてわかりにくい箇所があり、よりわかりやすい表現を検討・変更するように、ということが貴見の主な趣旨であると考えます。 貴見を踏まえ、全体的に可能な範囲で表現を統一するとともに、ご指摘いただいた「実態把握数」等の指標については、「75歳以上世帯の実態把握件数」といった、より具体的な表現に変更します。 なお、単位が「%」の指標を「〇〇に対する〇〇の割合」に統一することについては、「婚姻率」等すでに一般的となっている用語も多いため、「〇〇に対する〇〇の割合」に統一することが必ずしもよりわかりやすさにつながらないことから、統一の必要はないと考えます。	有	※基本計画に掲載される指標・単位について、全体的に表現を見直しています。
21	47・48	43	基本計画第1章1-1	<対策>④2行目「図ります。また、」を「図ります。特に、多くの雇用が見込める」に修正	多くの雇用が見込める企業の誘致は大変重要なことと考えます。平成25年笠岡市産業連関表及び地域経済構造分析の政策提案に、雇用吸収力の高い食料品製造業等の誘致の必要性が上げられていますので、その分野の誘致を積極的に推進したいと考えています。 <対策>②を一部修正します。	有	<対策>② 平成25年笠岡市産業連関表及び地域経済構造分析に基づき、多くの雇用効果等が見込める企業に対しターゲットを絞った戦力的かつ効果的な企業誘致活動を行います。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
22	48	43・44	基本計画 第1章 1-1 【達成目標1】	取組概要の2項目め中「高い産業群」の次に、「若者のニーズに合った企業及び成長が期待できる企業」を追加 ※P42と整合	取組概要2項目めを御指摘いただきましたように修正します。 また、＜対策＞④を一部修正します。	有	取組概要2項目め：高い産業群、若者のニーズに合った企業及び成長が期待できる企業の誘致を推進します。 ＜対策＞④：若者のニーズにあった企業及び成長が期待できる企業誘致を図り、企業や労働関係行政機関…(以下訂正なし。)
23	49	45	基本計画 第1章 1-1 【達成目標2】	取組概要の4項目め中「笠岡工業高校生や笠岡商業高校生等」を「高校生・大学生」に、「就学体験」を「就業体験等」に変更	貴見のとおり、修正します。	有	高校生・大学生等の就業体験等を行い、
24	51	47	基本計画 第1章 1-2 【達成目標1】	課題②に対する対策が指導にとどまっている。 污水対策や臭気対策は重要課題ではないか？ 具体的な施策が明確でないのに、頭数を増やしていくことに疑問を感じます。	牛糞が原因と考えられる臭気及び水質対策については、組織横断的な対策チームによる検討及び笠岡湾干拓地畜産生産組合との諸課題の解決に向けた協議を行うとともに、県補助を活用した堆肥実験を行うなど多角的な対応を推進しているところです。 その上で、具体的な牛糞の処理方法あるいは活用方法を検証・確立し、畜産農家に対して適切な指導を行うとともに、臭気対策・水質保全対策を進め、環境負荷の軽減に取り組んでいきたいと考えています。 ご指摘を踏まえ、「1-6 干拓地農業の活性化」の対策④を修正します。	有	④牛の排泄物の増加に対応するため、県・畜産農家・耕種農家等と協働して牛糞堆肥の品質改善に努め、干拓地内外への販売を促進します。併せて、バイオマスの利活用等、牛糞の堆肥化以外での利用方法を検討し、臭気対策・水質保全対策を進め、環境負荷の軽減に取り組みます。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
25	51	47	基本計画 第1章 1-2 【達成目標1】 【達成目標2】 【達成目標3】	<p>笠岡市は台風等の風水害の少ない一年中安定した気候の農業には最適土地だと思います。最近の風水害や土砂災害で農産物が被害を受け高騰する状況が頻繁に発生しています。こうした中、笠岡は大きな被害も受けず安全に暮らしています。被害を受けやすい農産物の安定的な供給基地として生き残る策を考えたらと思います。</p> <p>まず、農業を法人化や株式会社化し、専業農家ではなく勤め人として農業に従事できるようにすること。これにより24時間農業にシフトされるのではなく一日8時間労働で農業に従事する。これにより若者の農業の後継者を増やす。それに従来は農業者一人で24時間対応していたところを一日8時間×3人で対応することで就業機会を3倍に増やします。</p> <p>次に干拓や市域の耕作放棄地の集約化を図り、農地の稼働率を上げる。場合によっては耕作放棄地の税を上げて、土地を手放しやすくするのもありかと考えます。補助を増やすことも重要ですが、それに加えて、笠岡は自然災害の影響を受けない安定的な生産基地としてのブランドを目指す方針を提案します。</p>	<p>瀬戸内海沿岸は気候こそ安定しているものの、地形については山林部分が多く、良好な農地は笠岡湾干拓地や北川、新山、吉浜など一部にとどまっています。現在、それらの地区については法人や営農組合等による大規模経営が進んでいるところです。特に株式会社サラの大規模園芸施設の稼働により、平成31年以降は野菜の出荷量が大幅に増加する見込みです。</p> <p>また、笠岡湾干拓地等は、個人の法人化や法人の進出により、大規模経営化が進んでいます。就業機会を増やすことについては収益の向上と経営の安定化が不可欠であり、さらなる大規模化や6次産業化が必要と考えます。</p> <p>耕作放棄地の集約化については、既に笠岡湾干拓地や北川、新山、吉浜地区等は各法人や営農組合等が集約化を進めています。その他市内6地区での中山間地域協定、営農組合などの活動や多面的機能支払交付金の活用により、農地の保全や耕作放棄地の解消に向けた活動を行っています。</p> <p>固定資産税については国の方針により耕作可能な荒廃農地について、荒廃状態が続くようであれば固定資産税を1.8倍にすることになっています。市は荒廃農地の所有者に利用意向調査を行い、利用意向が示されない農地については増税の方針です。(現在、農地については減税されていますが、それが本来の額に戻ります。)</p>	無	
26	54	50	基本計画 第1章 1-3	<p><対策>③中の「支援します。」の次に「そして、市民所得の増加を図ります。」を追加</p>	<p>産業振興の目的の一つは、企業の利益増加を図り、その利益を従業員に還元し、市民所得の増加を図ることですので、御指摘いただきましたように修正します。</p>	有	<p>支援します。そうした施策を通じて、市民所得の増加に寄与していきます。</p>
27	55	51	基本計画 第1章 1-3	<p>総合指標に市民所得の目標設定のため「市町村民所得(市町村民経済計算)」を追加</p>	<p>貴見のとおり、総合指標に追加します。</p>	有	<p>総合指標：総人口一人当たりの市民所得 単位：千円 実績額：H28 ー (H26 2,404) 実績見込：H29 2,434 目標値：H30 2,444 H33 2,474 H37 2,514</p>

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
28	55	51	基本計画第1章1-3【達成目標1】	指標中2項目めに「粗付加価値額(工業統計調査)」を追加	貴見のとおり、指標に追加します。	有	指標:粗付加価値額(工業統計調査) 単位:百万円 実績値:H28 — (H26 58, 477) 実績見込:H29 59, 153 目標値:H30 59, 744 H33 61, 554
29	56	52	基本計画第1章1-3【達成目標2】	取組概要中「M&A」及び「MBO」に用語解説を追加	貴見のとおり、用語解説を追加します。	有	M&Aとは、Mergers(合併)and Acquisitions(買収)の略で、企業の合併買収のことで、2つ以上の会社が一つになったり(合併)、ある会社が他の会社を買ったりすること(買収) MBOとは、Management Buy Outの略で、子会社(事業部門)の経営陣が事業の継続を前提として、親会社・オーナーから株式・経営権を買い取り、自ら企業のオーナーとなる独立手法のことで。
30	57	53	基本計画第1章1-4	現在日本を取り巻く海域での水産資源の枯渇が問題になっています。つまり、これからの諸外国の水産資源への色々なアプローチにより、日本では周辺海域からの水産資源の入手が困難になっていくことは目に見えています。 そこで笠岡市も瀬戸内海の水産資源を増やし漁獲量を確保する方針ではなく、海洋牧場のような栽培農業や養殖へ全面的に方針を転換すべきです。これにより会社化し勤務できるようになれば、若者を漁業の後継者として迎え入れることも可能になってくると思います。 これからの方針を養殖と決めて漁業振興を図ることを提案します。	現在、笠岡市ではアマモ場の再生をはじめ、岡山県が推進する資源管理型漁業に他の沿岸市とともに取り組んでいます。 一方で、岡山県広域水産業再生協議会が推進している広域浜プランにおいて、岡山県西部沿岸地域(倉敷市西部、浅口市、笠岡市)を対象に、効率化・低コスト化に関する取組も推進しているところです。 具体的には、複合的な漁業経営を推進するため、県や県漁連、民間コンサルタント会社等と連携して新たな養殖魚種の技術開発を進めることとしており、笠岡市においても、本取組を推進するとともに、漁業者とも連携を図りつつ後継者の受入・育成に活かしていきたいと考えています。	有	〈対策〉 ①魚の住環境を再生するための漁場整備とともに、稚魚の放流の支援・養殖等により水産資源の増加を図ります。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
31	61	57	基本計画 第1章 1-5 【達成目標1】	主要事業中「エージェンツツアー」及び「エクスカーション」に用語解説を追加	貴見のとおり、用語解説を追加します。	有	エージェンツツアーとは、雑誌社や旅行業者等を対象として実施されるツアーで、雑誌等への記事掲載や旅行商品造成の動機付けを図り、観光地の魅力について情報発信を促進するものです。 エクスカーションとは、従来の見学会や視察とは異なり、訪れた場所で案内人の解説に耳を傾けながら、参加者も意見を交わし、地域の自然や歴史・文化と社会資本の果たす役割等を学び考え、理解を深める「体験型の見学会」です。
32	61・62	57・58	基本計画 第1章 1-5 【達成目標1】 【達成目標2】	笠岡市は福山市、倉敷市、矢掛、島しょ部につながる場所にあり、快速列車も止まる場所である。残念ながら人が滞在するための宿泊施設がない。また若者・女性が来なくなるカフェやスイーツの場所もない。地域ブランドの発掘も必要だが、シナリオで人為的に作られたブランドがあってもよいように感じる。 かさおかブランド認定：認定に対するメリットや横の連携が薄く、同じベクトルへ向ける施策を再考すべき(市民(エンドユーザー)のブランド協議会だけでは限界である)。	宿泊施設については、施設整備にも活用可能な補助制度を平成28年度から創設し、受入環境の充実を促進しています。また、飲食店等については、起業支援事業補助金により、新規出店を促進しています。 ブランド認定については、市民の方々の声を反映した地域資源の発掘にとどまらず、ブランド認定事業者の連携強化や体験型観光の実施など、自主的な取り組みが促進されるような仕組みづくりについても検討していきたいと考えています。	無	
33	64	60	基本計画 第1章 1-6	牛糞で作る堆肥を直接燃やして発電する新しいバイオ発電システムの導入について。 2014年、日本家畜貿易(帯広市)が発売した新しいバイオマス発電システムは、直接燃焼方式で、従来のバイオガス発電に比べ、設備費が約1/3と低額(4億円)、機械設備の寿命が長く、すべて焼却灰となるため、困難な廃液処理が不要となる(焼却灰は肥料として再利用)。 国の補助金が半額つき、このシステムがあれば採算は合うと考えられる。ご検討をお願いしたい。	牛糞の増加への対応といった観点では、堆肥の品質改善をはじめ、バイオガス発電をはじめとした堆肥化以外でのバイオマスの活用方法の検討を進めていきたいと考えています。 ただし、牛糞を利用し、円滑かつ確実に再生可能エネルギー発電を行うためには、地域住民に対してバイオ発電システムへの理解を求め、地域と共生した形で実施することが重要であり、状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点における対策も必要と考えられるため、畜産関係者や関係機関と検討を行いたいと考えています。	有	④牛の排泄物の増加に対応するため、県・畜産農家・耕種農家等と協働して牛糞堆肥の品質改善に努め、干拓地内外への販売を促進します。併せて、バイオマスの利活用等、牛糞の堆肥化以外での利用方法を検討し、臭気対策・水質保全対策を進め、環境負荷の軽減に取り組みます。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
34	64	60	基本計画 第1章 1-6	<対策>④中「取り組みます」の次に「牛の排せつ物の増加により、バイオマスによる処理を進めます。」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	④牛の排泄物の増加に対応するため、県・畜産農家・耕種農家等と協働して牛糞堆肥の品質改善に努め、干拓地内外への販売を促進します。併せて、バイオマスの利活用等、牛糞の堆肥化以外での利用方法を検討し、臭気対策・水質保全対策を進め、環境負荷の軽減に取り組みます。
35	73・74	69・70	基本計画 第2章 2-3	<現況と課題><対策>に⑤として、遊漁船(プレジャーボート)について追記	貴見のとおり、遊漁船(プレジャーボート)の対策につて、⑤として<現況と課題><対策><目標達成のための取組概要>に追記します。	有	<p><現況と課題> ⑤笠岡港の港湾内に不法係留されたプレジャーボート(遊漁船)は、定期旅客船など他の船舶の航行に危険だけでなく、洪水・高潮時等には水門からの流水を阻害し、艇が流出すれば災害を招く恐れがあります。適切な係留場所・保管場所へ誘導する必要がありますが、係留施設の不足が課題となっています。</p> <p><対策> ⑤岡山県が整備した港町のプレジャーボート係留施設のように、笠岡港内にプレジャーボートを適切な係留・保管できる場所を確保するための取組を推進します。</p> <p><目標達成のための取組概要> ◇笠岡港内に新たなプレジャーボートの係留施設の整備を港湾管理者である岡山県に要望していきます。</p>
36	73	69	基本計画 第2章 2-3	<対策>①中の「図ります。」の次に「整備の遅れている県道についても、地元地域と一体になって岡山県に強く要望して参ります。」を追加	県道整備について、事業が遅れている箇所や新たに整備が必要な箇所について、岡山県に要望していく旨を追記します。	有	また、県道整備事業の促進を、地元地域と一体になって岡山県に強く要望していきます。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
37	74	70	基本計画 第2章 2-3 【達成目標1】	取組概要の1項目め中「さらに、」を「事業化に併せて」に変更	貴見のとおり、修正します。	有	事業化に併せて
38	80 ・ 81	126 ・ 127	基本計画 第2章 2-5 ↓ 第4章 4-7 【達成目標1】 【達成目標3】	島しょ部等の遠隔地においては、規制が厳しい市の水道事業はやめて、新たな自治組織による小型給水施設に変更するよう検討をはじめてはいかがでしょうか。 津山市も水道代が高く、一部は小型給水施設を作り、簡易水道を敷設しています。	ご意見いただいた小型の給水装置は、現在、厚生労働省において研究機関に依頼し、検証が進められている小型浄化システムのことと思われまます。 笠岡市では、公営企業として市民の皆様に「安心・安全」な飲料水として水質基準を満たした給水を行うことを最大の責務と考え、施設の更新時には水需要に見合った更新手法を検討しており、今後は小型浄化システムも含めて検討していく予定です。 なお、井戸水等の自己水源による私設の給水装置の設置について、笠岡市は妨げてはおりません。 【参考】 「笠岡市水道事業ビジョン」(平成29年6月策定)に、笠岡市水道事業の概要等をお示ししています。(笠岡市ホームページでご参照ください。)	無	
39	81	127	基本計画 第2章 2-5 ↓ 第4章 4-7 【達成目標3】	取組概要5項目め中「料金体系の見直しを」を「料金の適正化を」に修正 ※P79と整合	貴見のとおり、修正します。	有	p.81 下から5行目から4行目 ◇必要となる施設更新の財源確保を行いつつ、料金の適正化を図り、経営基盤の強化に努めていきます。
40	83	75	基本計画 第2章 2-6 ↓ 2-5	<現況と課題>②中「一部の島では」を削除 ※一部ではない	貴見のとおり、削除します。	有	「一部の島では」を削除
41	83	75	基本計画 第2章 2-6 ↓ 2-5	<現況と課題><対策>に④として、「住めるための収入の増加」の項目を追加	笠岡諸島振興計画の「第2部 計画の基本方針」「5 産業の振興」の(現状と課題)、(施策の方向)で説明していますので、84ページ【達成目標1】取組概要◇「笠岡諸島振興計画を計画的に実施します。」に、「住めるための収入の増加」が含まれているものと考えます。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
42	83	75	基本計画第2章 2-6 ↓ 2-5	<対策>①中「平成34年度末まで延長され」を「～に基づく」に変更 ※平成34年度が7次総合計画の期間中のため	貴見のとおり、訂正します。	有	「離島振興法に基づく」
43	83	75	基本計画第2章 2-6 ↓ 2-5	<対策>①中「交付金もソフト事業には」を「交付金は、ソフト事業に」に変更	貴見のとおり、訂正します。	有	「交付金は、ソフト事業に」
44	83	75	基本計画第2章 2-6 ↓ 2-5	<対策>③中「なくてはならない」の次に「島内の交通及び」を追加	貴見のとおり、訂正します。	有	「社会活動参加支援を行います。また、道路、港、公共交通の乗り場環境等、公共施設の整備並びに島民にとってなくてはならない島内の交通及び生活航路の確保維持等に取り組みます。」
45	84	76	基本計画第2章 2-6 ↓ 2-5 【達成目標1】	取組概要に「◇離島で暮らしていくための収入の確保を図ります。」を追加 ※「住めるための収入の増加」との整合	笠岡諸島振興計画の「第2部 計画の基本方針」「5 産業の振興」の（現状と課題）、（施策の方向）で説明していますので、84ページ【達成目標1】取組概要◇「笠岡諸島振興計画を計画的に実施します。」に、「住めるための収入の増加」が含まれているものと考えます。	無	
46	86	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	そろそろ自主財源・自主運営の時期が来ていると感じている。お金ありきのまちづくりは起爆剤にはなるが、長期スパンでの地域づくりにはならないと思う。	昨今の社会的な状況により、行政だけでは社会的ニーズに対応することが困難となっています。そうしたことから、公的な部分においても地域で主体的に対応を進めていこうとする機運も生まれてきています。 公的な部分に係る社会的ニーズへの対応は、必ずしも収益を得られず財源の自主的な確保が困難なものもあり行政のバックアップが必要と考えています。 ただ自主財源を確保する、収入を得るという考え方は必要であり、地域の皆さんとそういった意識を持てるような研修などに取り組んでいきます。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
47	86	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	<現況と課題>④中「更なる」の次に「育成と」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	④NPOや市民活動団体等は、特定の課題や目的を達成するために行政と協働で事業を実施することにより、新たな公共サービスの担い手として確立されはじめており、こうした団体への更なる育成と支援が求められています。
48	86	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	<現況と課題>⑤中「ような啓発」を「こと」に変更	「啓発」だけではなく、より進めた表現に変更します。	有	⑤市民だけでなく市職員についても、持続可能な地域づくりについての意識を高め、地域の様々な活動への積極的な参加につながる取組が必要です。
49	86	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	<対策>④中「志縁型組織の」の次に「育成を図り、」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	④市内で活動する多様な志縁型組織の育成を図り、活動に対して協働を進めていきます。
50	86	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	<対策>④中「職員の意識啓発に関わる研修等を行います」を「職員が積極的に地域参加をします」に変更	今後は、地域住民と市が互いの役割を明確にし、それぞれが補い合いながら公共を担っていく関係、つまり支え合う関係を保ちながら、持続可能な地域づくりに取り組んでいく必要があります。 様々な機会に住民自治や地域住民と市の協働について意識啓発を行うほか、市職員も研修等を通じて地域のまちづくり活動への参加・参画の重要性について学ぶ機会を設けるなど、市民と市のお互いの意識改革が不可欠であることから、研修に関わる箇所を修正して明記し、職員のまちづくりへの参加については、地域の自立と住民主体を活かせるよう支え参加・参画することを明記します。	有	⑤協働のまちづくりを推進するため、市職員研修等の機会を設け、地域におけるまちづくりの市や職員の役割などについて意識啓発を行います。 また、地域の自立と住民の主体性を活かしながら、積極的に市職員の地域まちづくり活動への参加・参画を促進します。
51	87	78	基本計画第2章 2-7 ↓ 2-6	笠岡市の市民活動支援センターは県内でも珍しい登録団体による公設民営であり、一つの団体に特化して公金が集まらない良い仕組みだと思う。その反面、事務職以外の運営はボランティアであり責任という観点からは薄いようにも感じる。この部分を少しでも考えていかなければいずれ限界が来ると思います。	総合計画の中で明記はいたしません。市民活動団体の活動支援を今後も持続的に進められるよう、検討していきます。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
52	87	79	基本計画 第2章 2-7 ↓ 2-6 【達成目標1】	<p>現在、まちづくり協議会の存在の趣旨や目的等が中途半端でうまく機能しているとは言えない。発足当時の駆け込み的な成立によるごたごた等もあり、協議会としては失敗していると思います。</p> <p>地域コミュニティの見直し、再編成を行い、本来の市や市民活動と協働できる組織に再編すべきと考えます。このために、現在のまちづくり協議会は解散し、新たに再編しなおす必要があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の各種団体組織との関係や位置づけの見直し(社会福祉協議会、民生委員、婦人会、栄養委員、愛育委員、消防団、PTA等々) 現在の行政協力員制度の廃止 公民館制度とまちづくり協議会との位置づけや役割分担見直し 市と市職員との関わり方の見直し 市民活動団体との協働見直し 市民活動センター等の市の組織とまちづくり協議会の見直し 課題について笠岡市議会とまちづくり協議会の役割分担の見直し まちづくり協議会委員は名誉職ではなく実働部隊 <p>いずれにしてもこれらを明確に定義づけし、まちづくり協議会をわかりやすく啓蒙することが求められていると思います。</p>	<p>まちづくり協議会の再編についてですが、まちづくり協議会は各地域において、行政主導で立ち上げを提案した経緯はあるものの、最終的に市民皆さんで考え、民主的に公平・公正、また政治的・宗教的に中立な住民自治組織を全地域で結成していただいています。また、地域によっては合併したり、別れたりすることも可能で、地域の中で話し合いにより決めることができることになっています。設置することが目的ではなく、それをどう運営していくかが一番大切なことであると考えます。</p> <p>まちづくり協議会は、個々の資質ややる気を高めるだけでなく、住民の様々な意見を調整し、合意形成することのできる組織を目指しています。住民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚して、より暮らしやすい環境を住民自らの手で地域の中で作り上げるという気持ちを持って組織の運営に取り組んでいただきたいと考えます。解散という選択肢ではなく、地域の皆さんに愛される組織として、地域の皆さんで作り上げ活かしていくよう、市も協働で取組んでいきます。</p> <p>「現在の各種団体組織との関係や位置づけ」及び「市民活動団体との協働」の見直しについては、まちづくり協議会は、各地域で活動する様々な分野の団体・組織がつながり、活動し、地域の意見を集約・合意形成する場です。地域のプラットフォームという位置づけです。各団体の活動が主でその活動を地域で支えるための組織です。そうしたことから、市民活動団体との協働は地域課題の解決を図るために実働もふくめ、重要な役割を担うこととなります。住民個人のほか、それぞれの分野で活動している地域組織等を構成員とすることで、構成員個々の特性を活かして、広範な課題への対応が可能な組織となります。</p> <p>行政協力員制度については、まちづくり協議会でその機能が賄える状況であれば、地域や関係者とその廃止等も含めて協議を進めていくことになると考えています。</p> <p>公民館制度とまちづくり協議会との関係性等については、担当部署と協議を進めることにしておりますので、その結果を踏まえて、今後実施計画などに反映していくことを検討します。</p> <p>市や市職員との関わり方については、交付金の交付や地域担当職員制度を今後も継続し、協働して取組んでいきます。</p> <p>市民活動センターとの関わりについては、今後、各まちづくり協議会で地域まちづくり計画の策定をすることにしており、市民活動支援センターも計画策定に関わることになっていきますので、まちづくり協議会の活動についても情報提供や相談など関係性は深まっていくと思われまます。</p> <p>市議会は、地方自治法の中で、市の意思決定機関として市民の意思を的確に反映した意思決定を行うとともに、市政の運営に関し、市(執行機関)を監視する役割を持つとされています。また、笠岡市自治基本条例の中でも、市民と市議会、市、それぞれの責務や役割が明記されています。まちづくり協議会と市議会、それぞれの役割や独自性を尊重しながら、市民参加と協働によって、市民主体の自治を推進していくべきものと考えます。</p> <p>課題解決に向けた個別要望などについて、地域の窓口となるチャンネルは多くあってよいと考えますが、地域住民の意見を反映し、まちづくり協議会で作られた「地域まちづくり計画」にもとづく事業は、市としてもできる限り尊重・協力し、より効果的・効率的に支援していくことが必要であると考えます。</p> <p>まちづくり協議会委員は名誉職ではなく実働部隊という貴見のとおり、地域内の団体をつなぐコーディネートや調整などが主な役割となっており、単なる名誉職ではありません。</p> <p>まちづくり協議会は笠岡市自治基本条例の中で「地域コミュニティ」の定義は明記されており、まちづくり協議会は、その地域コミュニティのひとつであると考えます。まちづくり協議会は地域コミュニティを代表する組織として定着し活動も活発になってきていることから、このたびの総合計画の中ではなく、条例などの中で「まちづくり協議会」として、明記できるか検討していきます。</p> <p>取組概要に明記しているとおり、まちづくり協議会の活動の周知に努めていきます。具体的には、まちづくり出前講座や地域へ出向くなどあらゆる機会を捉え、地域におけるまちづくり協議会への理解を深めていただくよう活動していきます。</p>	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
53	87	79	基本計画 第2章 2-7 ↓ 2-6 【達成目標2】	指標の最初に「NPO法人数」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	指標：NPO法人数 単位：団体 実績値H28：18 実績見込H29：18 目標値H30：19 目標値H33：20
54	89	81	基本計画 第2章 2-8 ↓ 2-7	<p><現況と課題>に「⑥離島等の共通の課題を抱えている団体との交流を進める必要があります。」を追加</p> <p><対策>に「⑥離島等の共通の課題を抱えている団体との交流を進めます。」を追加</p>	<p>2-8「多様な交流の促進」の分野では、「諸外国との友好握手都市（マレーシア・コタバル市、スウェーデン・モービロンガコミュニティ）や友好都市（島根県大田市）との都市間交流の推進のほか、笠岡国際交流協会や他の民間団体が行う多様な分野における国際交流活動を支援する活動、また、市内に在住する外国人の生活の支援、異文化理解を深める機会の提供などを主目的とした内容とし、明記しています。</p> <p>「共通の課題をかかえている団体との交流」については、民間団体や市各担当課など様々な分野で、課題克服のための各種事業や活動を推進しており、今後も継続した取組を進めていきます。</p> <p>共通の課題をかかえる団体同士での交流が盛んになっていき、将来的に都市間での包括的な交流事業を進めていく場合には、この分野に明記します。</p>	無	
55	93	85	基本計画 第2章 2-9 ↓ 2-8 【達成目標2】	「COC」に用語解説を追加	「COC+」及び「COC+大学」について用語解説を新たに追加します。	有	※「COC+」とは、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業のことで、大学が地方公共団体や企業などと協働し、地方における魅力ある就職先の創出・開拓と、その地域が求める人材育成のための教育カリキュラム改革の取組に対し、文部科学省が支援する補助制度です。また、「COC+大学」とは、COC+事業を中心となって推進する大学を意味し、具体的には岡山県立大学を指します。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
56	95	87	基本計画第3章3-1【達成目標1】	妊娠女性の母体保護について。 市の保育園では、妊娠中の母親の子どもは預かれるが、「出産予定月の前2か月及び後2か月」という厳しい制限が付けられている。妊娠中の女性の子どもはみな預かれるようにして頂きたい。	妊娠すると、お腹の中で赤ちゃんを元気に育てるために、身体には様々な変化が起こります。妊娠前とはホルモンバランスが大きく異なり、吐き気がしたり、感情の変化が激しくなったり、身体がだるく感じることがあります。妊娠中の体調の変化は個人差がありますが、体調不良になりやすい状況にあると考えられます。 労働基準法第65条により、女性労働者が出産する場合、産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)、産後8週間の休業が認められています。産前休業は労働者本人からの請求が条件となっていますが、産後休業は本人の請求や意思を問わない強制的なものとなっています。 笠岡市では、母体保護の観点より、労働基準法で規定されている産前産後休業期間に上乘せし、原則、産前産後8週間(2か月)については保育所でお子様をお預かりしています。また、切迫早産の恐れがある場合やつわりがひどい妊娠悪阻の場合等については、母体の生命、健康を保護するためにも、医師の診断に基づいた適切な期間、お子様をお預かりしています。引き続き、母体の保護・安全の観点に基づき、保育所入所の決定を行っていきたいと考えています。	無	
57	96	88	基本計画第3章3-1【達成目標2】	指標に「要保護・準要保護の児童・生徒の割合」を追加 ※効率的な貧困対策のため	子育て支援として、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策を行っています。その施策の効果については、貧困率の変動に直接影響のあるものではないと考えています。 ご提案にあります「要保護・準要保護の児童・生徒の割合」という指標については、貧困世帯の経済的向上のための施策の指標としては適していると考えますが、子育て支援施策の指標としては馴染まないと考えています。	無	
58	96	88	基本計画第3章3-1【達成目標3】	幼稚園の延長保育は、奈義町ではほとんどの保護者が利用している。 働く保護者の預ける保育園との関係が難しいが、無償の介護とその予防・無償の自営業手伝い・障害児の育児をしている母親も多い。今後2025年問題も見据えて、女性が育児・介護を引き受けざるを得ない状況であることは明白で、負担が大きくなればますます少子化が進行する。(そうでなくても出産可能年代の人口母数が少なく、喫緊の対応をお願いしたい)	幼稚園での延長保育については、保護者の方の就労等による保育に欠ける状況を対象としていないため、現行制度では保育所(園)への入園を検討していただくこととなります。 ただ、幼稚園入園中において、保護者の方が一時的に保育ができない場合に、お子様を預かる「一時預かり保育」を実施しています。「一時預かり保育」は、保護者の傷病、出産、看護、兄姉の学校行事、PTA行事等で一時的に保育ができない時に、1か月当たり5回まで教育時間終了後から午後5時まで在籍する園で保育するものであります。当面は実施環境が整った幼稚園から一時預かり保育を実施し、順次広げて行きたいと考えています。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
59	96	88	基本計画 第3章 3-1 【達成目標3】	<p>小学3年生までの学習保育の充実・拡充をお願いしたい。</p> <p>小学3年生までの学習保育に補助金をあて、預かる子どもを増やすことが、妹弟を産む環境を整える。</p> <p>現在の学童保育所は各自営しており、補助金額も少なく、夏休みなど長期休暇のみや、期間限定の短期預入を断っている。妊娠期間中の第1子小学生や、夏休み期間の子どもの預け先がないことは、母体を守るためにも、下の子どもを産むためにもマイナスです。柔軟な学童保育所の運営の指導と、補助金の増額をお願いしたい。</p>	<p>現在、市内12小学校区16か所に放課後児童クラブがあり、学区内の1年生～6年生の受入を行っています。</p> <p>しかし、教室のスペースや支援員の不足により、新たな受け入れが困難な場合があります。特に支援員は慢性的に不足しており募集しても集まらない状況です。</p> <p>市では、放課後児童クラブに対して、支援員確保への協力や、施設の拡充・改修、広い施設への移転などの支援を行っています。今後も環境の改善に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、市からの委託料については、登録児童数に応じた基準額に加えて、開設日数・長時間開設・障害児受け入れ等の実績に応じた加算額に基づいて支払っています。平成29年度は、国の定める基準額などの単価が上がったため、市からクラブへ支払う委託料の金額が増額となります。また、平成28年度からは、小規模(20人未満)クラブの安定した運営を支援するため、国の基準とは別に市独自加算制度を創設しました。</p> <p>各クラブは、保護者からの利用者負担金と合わせて運営しており、今後も安定したクラブ運営を支援していきたいと考えています。</p>	無	
60	96	88	基本計画 第3章 3-1 【達成目標3】	<p>保育料の減免については、奈義町では第1子は国の基準の55%の保育料であり、市の予算がないと言われそうだが、奈義町では公務員数の削減、議員数の削減、議員報酬の削減を行っている。自治体の身を切る政策や、事業の見直しなど効率化を図って頂きたい。</p>	<p>保育所保育料につきましては平成24年度から平成28年度にかけ、国の制度による減免をさらに拡充し、笠岡市独自による減免制度を実施しています。第2子に対しましては、国制度による減免がある場合には25%の独自上乗せ減免を、国制度による減免がない場合には50%の独自減免を行っています。第3子に対しましては、国・県制度による減免がない場合には100%の独自減免を行い、全員が無料となっています。</p> <p>平成29年度につきましても、国の動向に合わせ、低所得層のひとり親等世帯の第1子の減免を実施していますが、国基準よりさらに低い金額にしており、国に上乗せする形で、減免の拡充を図っています。</p> <p>今後も、経済的に厳しいと思われる低所得者層に対する減免拡充を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めていきたいと考えています。</p>	無	
61	97	89	基本計画 第3章 3-2	<p><対策>④中「小中一貫校を設立します。」を「小中一貫校(併設型・分離型・一体型)・義務教育学校を検討します。」に修正</p> <p>併せて、「併設型・分離型・一体型・義務教育学校」の用語解説を追加</p>	<p>「義務教育学校」とは制度の種類を表す言葉で、これに対応した言葉は「小中一貫型小学校・中学校」となります。また、「施設一体型・施設隣接型・施設分離型」という言葉は施設形態を表したもので、「義務教育学校」の施設形態もこのいずれかに含まれます。つまり、いただいたご意見を反映する言葉の概念が交錯するため、ここでは「義務教育学校」という表記は含めない形で修正したいと考えています。</p> <p>用語解説は作成しますが、「義務教育学校」という言葉は記載しないので、用語解説には加えないこととします。</p>	有	<p>小中一貫校(施設一体型・施設隣接型・施設分離型)の設立を検討します。</p> <p>用語解説 施設一体型:小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されているもの(小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む) 施設隣接型:小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されているもの 施設分離型:小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されているもの</p>

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
62	97	89	基本計画 第3章 3-2	対策の4の2行目「小中一貫校を設立します。」とありますが、総合計画審議会でも「検討」という表記にすべきということではなかったですか？ 「小中一貫校の設立を検討します。」のほうが宜しいかと思えます。	貴見のとおり、修正することが望ましいと考えます。合わせて、他の方からも同種のご指摘があったので、そちらも反映した修正を考えます。	有	小中一貫校(施設一体型・施設隣接型・施設分離型)の設立を検討します。
63	100	92	基本計画 第3章 3-2 【達成目標4】	表題と指標の「小中一貫校の設立」を「小中一貫教育の実施」に修正	表題や指標と、「目標達成のための取組概要」「主要事業」に書いた内容がややかい離していたので、貴見の趣旨を踏まえて修正したいと考えています。また、学校規模適正化についても、すでに「検討」ではなく「実施」の段階にあるので、合わせて表記を修正したいと考えています。	有	表題:小中一貫教育及び学校規模適正化の実施 指標:小中一貫教育の実施
64	100	92	基本計画 第3章 3-2 【達成目標4】	取組概要2項目め中(「小中一貫校」)を削除	「小中一貫校」の記載を削除するならば、ここだけ残すことに意味はないので、削除する方向で考えたいと思います。 ご指摘にはない点ですが、同2項目め内にある「小中一貫教育審議会(仮称)」については、正式に「笠岡市教育審議会」として設置されることが決まったので、修正したいと思います。	有	◇9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成し、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えます。そのために「笠岡市教育審議会」を設置し、協議します。
65	100	92	基本計画 第3章 3-2 【達成目標4】	教育プログラムは教育委員会に任せて進めていただきたい。小中一貫ありきの計画となっていますが、今後審議会で入念に審議を行い教育現場の生の声を十分に生かしてほしい。 また、小中一貫校を新設及び基づく整備をする際には、現在PTA連合会が示している各学校からの要望も、しっかりと現実化してハード面での格差が生まれないようにしてほしい。 箱ものにこだわらず、隣接、近接型でも構わないので親と教員の声をしっかり聞いて、子どもの為の話をしてください。 プロセスなくして結果なし。	貴見のとおり、教育内容の充実を第一義に掲げて、小中一貫教育の推進を図っていきます。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
66	100	92	基本計画 第3章 3-2 【達成目標4】	<p>「小中一貫校の設立と学校規模適正化の検討」については「小中一貫校設立」と「学校規模適正化」の2点に関して「検討」が係っているととれるので問題ないかと思いますが、指標には小中一貫校の設立については書かれていますが、こちらを見る限りでは学校規模適正化について何も示されてはいませんが、具体的に検討される内容は示さないということで宜しいのでしょうか？</p> <p>小中一貫校の設立をすることにより、そこに関係してくる地域のみ学校規模の適正化が検討されるという取り方もできますが、そういった意味なのでしょうか？</p>	<p>学校規模適正化計画は、平成26年3月に策定された。平成27年度に「平成31年度までは柔軟な対応をする」としたものの、現在もその計画は有効なものとなっています。</p> <p>教育審議会で検討するのは、26年に策定した計画を今後どう実施していくか、新たな対象校を想定するか、等の内容となります。小中一貫教育も笠岡市全体で進めるので、いずれにしても全市的な検討となります。</p> <p>学校規模適正化についての指標をここに掲げていないのは、現計画に示されたことを実施するのが当面の目標であるため、現計画を飛び越えて指標を示すことは、事務局としてはできないと考えています。教育審議会の答申により学校規模適正化計画を変更することが必要になれば、その時点で新たな指標を作っていくと考えています。</p>	無	
67	100	92	基本計画 第3章 3-2 【達成目標4】	<p>小中一貫教育の推進を期待します。既存の建物を利用し、建物は別でも、中学校の先生が小学校へ指導に来ること、小学6年生が中学校へ見学・授業参加に行くことはできると思います。</p> <p>小中一貫校の建物を新築するのは、税金の無駄遣いと多くの一般市民の方々が言われています。</p> <p>小中一貫教育には、小学校教員免許と中学校教員免許の両方取得している教員が必要となりますが、実際には小学校教員で中学校教員免許を持っている人は4割ほどと低い。</p> <p>笠岡小学校、今井・大井小学校区のみ、中学校教員免許を持つ小学校教員が集中するのは公平性を欠くため、スタートは2校であっても、徐々に全学区で小中一貫教育を進めて頂きたい。</p>	<p>10月6日(金)から「笠岡市教育審議会」をスタートさせることが決まっており、この日を含め今年度中に3回、さらに来年度も継続して開催する予定です。</p> <p>審議会のメンバーは、笠岡市教育委員会が依頼した大学教授等の有識者、保護者、市内の先生方等、計15名で構成します。</p> <p>同審議会の中で、笠岡市の小中一貫教育の内容についてしっかり話し合っていたいただき、その審議結果を取りまとめて笠岡市教育委員会へ「答申」していただく予定です。</p> <p>笠岡市教育委員会では、その答申を受けて「笠岡市全体の小中一貫教育推進計画」を立てることとなります。</p> <p>今回いただいたご意見も、審議会の場で報告させていただきます。</p>	無	
68	104	96	基本計画 第3章 3-4	<p><現況と課題>に「⑤本市の顔となるスポーツが求められています。」を追加</p> <p><対策>に「⑤本市の顔となるスポーツについて広く意見を聞き、決定を図ります。」を追加</p>	<p>本市の顔となるスポーツを決めることは、本市のPR、スポーツ振興に大きく寄与することだと考えます。本市には、これまで全国大会優勝、世界大会入賞など輝かしい成績をあげられている方々がいます。顔となるスポーツを決定し、どのようにスポーツ振興に繋げていくか、前向きに検討したいと考えています。</p>	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
69	105	97	基本計画 第3章 3-4 【達成目標1】	<p>学校クラブの減少に伴い、やりたくてもできない生徒が増加している。教員だけでなく、経験者による指導も増えている中、この指導に対する助成や補助は少ないので、一定の規模や約束を設け、補助する仕組みを作してほしい。また、近隣福山市のように全国大会出場者への交通費補助等、子どもたちだけでなく一般アスリートにも優しい体制を構築してほしい。(激励金はありがたいです)</p>	<p>ご指摘のように学校教育の中では、少子化により、やりたいスポーツができない状況になっています。その中で子ども達の欲求を補完している各種スポーツ教室や地域スポーツクラブは、とても大切な存在となっています。</p> <p>教員以外の指導者として、学校のクラブ活動の外部講師の方には県事業として報酬がありますが、地域スポーツクラブの指導者へは助成がありません。本計画の中でも笠岡総合スポーツクラブの有効活用をはじめ、スポーツ指導者の育成を図ることを掲げており、現在あるスポーツクラブの充実育成のため、小中学生対象のスポーツクラブ指導者を補助する仕組みを検討していきます。</p> <p>また、全国大会出場者への交通費補助についても併せて検討していきたいと考えています。</p>	無	
70	106	98	基本計画 第3章 3-4 【達成目標3】	<p>笠岡の持っている笠岡総合スポーツ公園の体育館や競技場の稼働率を上げるために、大型の合宿所の建設を提案します。</p> <p>この施設の建設を対策と主要事業に盛り込むことを提案します。</p> <p>この施設は総合スポーツ公園内の多目的広場の一角に新設する。この施設は150~200人規模の合宿ができる部屋とシャワーや風呂の設備を持つものとして調理施設は持たなくても良い(食事は外部仕出し業者から納入する)。24時間営業のコンビニエンスストア等を併設すれば、店員や部屋の掃除等の維持管理の雇用も含め、経済効果を狙うこともできると考えます。</p> <p>この施設があればバレーボールのシーガルが行っている高校生への指導や、シーガルそのものの練習に使ってもらえる可能性もあると思います。また、サッカーチームの合宿や他の競技等の合宿にも使えるし、そういった選手の姿を見ることができる市民や子どもたちへのスポーツ啓蒙活動にもなると思います。</p> <p>気候も年中安定していて、冬の厳しさもないし、周辺には遊ぶところもないし健全な合宿施設として、学生や一般団体の利用等人気が出ると考えられます。稼働しない時は一般に銭湯として利用しても良いと思います。また、合宿の気分転換には島しょ部への船旅や海水浴等への案内もでき、合宿誘致の時のセールスポイントにはなると思います。</p>	<p>施設の稼働率を上げるために有効な手段であると考えますが、実現に向けては、どのような団体にどのくらいの使用日数が見込めるか、土日祝日は大会等で施設は使用されているため平日の合宿が見込めるかなど、十分吟味して進める必要があります。</p> <p>また、施設の建設費用や維持管理費など費用対効果を考えると、直ちに取り組むことは難しいと思われます。</p> <p>体育施設では修繕が必要なものが多数あり、事業実施には優先順位をつけて取り組みたいと考えます。</p>	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
71	109	101	基本計画第3章3-5【達成目標3】	文化の面で笠岡市が弱いところは、十分な施設が無いことです。 市民会館なり文化ホールなり、一応の音響環境の設備を持った施設がないことが、文化芸術活動に参加、鑑賞できる機会を少なくしています。 一流のオーケストラが演奏しても良いと思われるような音響環境の設備を持ったホールの新設が必要と思われます。また各種グループが自由に練習できるような防音設備を持った練習ルームの新設も必要だと考えます。 笠岡には各種太鼓の団体や、高校で吹奏楽をたしなんだ市民が大勢いると思いますが、隣近所に迷惑をかけずに思い切り練習できる環境はありません。これを設置することで、今以上にバンドグループ等も活動でき、芸術活動の音楽面の推進ができると思います。 また、これらの施設を市外の方にも開放して貸し出せば、その活動の発表を笠岡でも行うこともできると思います。 市民会館を移転し、会館と音楽ホールや防音練習室等を併せ持つ複合施設として新設することを前提に計画作成することを提案します。	市民会館の音響環境は決して充実しているとはいえず、昭和49年竣工の建物であるため老朽化もみられます。 一方で、太鼓の団体等に関しては、ホールの「舞台のみ」という割引メニューも提供しており、ご利用いただいている状況です。 現状においては、早急に移転・新築計画を立案するよりも、可能な限り現有施設の維持、整備を行って、安全性・利便性・快適性を向上させることが合理的であると考えます。	有	文化向上の拠点として、市民会館の維持・整備を行います。
72	111	103	基本計画第3章3-6	<現況と課題>②3行目「さらに、DV等が」を「さらに、ドメスティックバイオレンス(DV)等が」に変更	貴見のとおり、修正します。	有	さらに、ドメスティックバイオレンス(DV)等が
73	117	109	基本計画第4章4-2【達成目標2】	指標に「特定健康診査の受診率」を追加	貴見のとおり、特定健康診査の受診率の指標を追加します。	有	4-2健康づくり【達成目標2】病気の発症予防・重症化予防の推進の指標の表の最上位に「特定健康診査の受診率」を追加
74	119・120	111・112	基本計画第4章4-3	<現況と課題>⑥2行目及び総合指標中の「出場件数」を「出動件数」に変更	貴見のとおり、修正します。また、他にも出動件数の文言があるため、統一します。	有	出動件数
75	121	113	基本計画第4章4-3【達成目標2】	取組概要3項目め中「救急隊が救急艇等で出場し」を「一刻も早く」に変更	貴見のとおり、「救急隊が救急艇等で出場し」を「一刻も早く」に変更します。	有	一刻も早く

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
76	121	113	基本計画 第4章 4-3 【達成目標3】	指標「医業収支比率」の目標値「86.8, 90.4」を「95.0, 100.0」に変更 ※「議会からの意見書」との整合	平成29年9月28日に開催いたしました笠岡市立市民病院改革プラン評価委員会では、新改革プランの収支計画について、「厳しい医療環境を見る中で、現計画は実現は困難ではないか。下方修正すべき」との意見が出され、最終的に現計画の実現にむけて最大限の努力を行うという事で新改革プランの決定がいただけたところであり、新改革プランの現計画を上回る総合計画の数値目標を設定することは困難であり、現行通りとします。	無	
77	121	113	基本計画 第4章 4-3 【達成目標3】	指標「経常収支比率」の目標値を適正値に変更	平成29年9月28日に開催いたしました笠岡市立市民病院改革プラン評価委員会では、新改革プランの収支計画について、「厳しい医療環境を見る中で、現計画は実現は困難ではないか。下方修正すべき」との意見が出され、最終的に現計画の実現にむけて最大限の努力を行うという事で新改革プランの決定がいただけたところであり、新改革プランの現計画を上回る総合計画の数値目標を設定することは困難であり、現行通りとします。	無	
78	121	113	基本計画 第4章 4-3 【達成目標3】	取組概要2項目め中「紹介率・」を削除 ※経営改善のためには不要	「紹介率・逆紹介率」は、一連の言葉として考えており、当院から紹介した患者様が急性期の治療を終えられ、回復期を迎えられた患者様を当院に紹介をいただくことにより、病院間の連携が進み、収益確保につながるものと考えておりますので、現行通りとします。 なお、平成29年9月1日付けで、川崎医科大学付属病院と「退院支援連携に係る覚書」を締結する等の取り組みを進めています。	無	
79	121	113	基本計画 第4章 4-3 【達成目標3】	取組概要5項目め中「近い場所」の次に「を含めて適地」を追加	貴見のとおり、「を含めて適地」を追加します。	有	◇市民の利便性の向上を図るため、より駅に近い場所を含めて適地での用地の確保や市民ニーズに応えた診療体制・診療科目、適正病床規模など新病院の建設について検討を行います。
80	121	113	基本計画 第4章 4-3 【達成目標3】	取組概要一番下の「より駅に近い場所での用地の確保・・・」とありますが、総合計画審議会が「現在の場所での建て替えもまったく考えていない訳ではない」とありました。もしも規模を小さくされる様なら現在の場所でも立て替えは可能かもしれませんので、「用地の検討」でよいのではないのでしょうか。	貴見のとおり、記述の変更をします。	有	◇市民の利便性の向上を図るため、より駅に近い場所を含めて適地での用地の確保や市民ニーズに応えた診療体制・診療科目、適正病床規模など新病院の建設について検討を行います。

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
81	123	115	基本計画 第4章 4-4	<現況と課題>①中「一人が障害」の次に「の種類・違い、それぞれの障害の特性や実態」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	市民一人一人が障害の種類・違い、それぞれの障害の特性や実態について正しく理解することが重要です。
82	134	130	基本計画 第4章 4-7 ↓ 4-8 【達成目標1】	取組概要2項目め中「随時」を削除	構想の見直しを行うことが主旨であるため、「随時」を削除しても影響がないことから、意貴見のとおり、削除します。	有	今後の人口減少等社会情勢の変化に応じて、「笠岡市下水道基本構想」の随時見直しを実施します。
83	137	133	基本計画 第4章 4-8 ↓ 4-9 【達成目標1】	大規模災害の発生が予想されている時に、現在の消防署の場所、海拔0メートルの位置では消防機能が機能しなくなる恐れがあります。 少なくとも、消防車や救急車が出動でき、消防指令が機能できる環境づくりとして、消防施設等の更新整備は消防機能の高台移転を目指すべきと考えます。 現在の場所における主要事業の非常用発電設備の設置(H30)や指令装置のメンテナンスなどは無駄な投資と考えます。	笠岡地区消防組合の施設の耐震化に関しては、平成21年に笠岡消防署、平成27年に鴨方消防署、平成28年に寄島出張所が完了しています。北出張所については、新建築基準法に適合しており、全ての庁舎において耐震工事が完了しております。 津波対策については、「笠岡地区消防組合東南海・南海地震対応マニュアル」に基づき、笠岡消防署の車両は、笠岡西中学校に移送し、災害出動に対応することとしています。 消防本部庁舎2階の指令施設については、非常用発電機が1階部分にあるため、本計画で地上高3.5メートル(笠岡市の最大波高3.2メートル)の位置に整備を進めます。 万一津波等で、指令施設及び笠岡消防署の機能が失われた場合は、拠点機能を鴨方消防署に移して対応する準備もしています。 笠岡消防署をはじめ、笠岡地区消防組合の施設の適正配置については、様々な災害に対応可能な場所への移転の検討も必要ですが、財政事情等を考慮して可能なことから対応していきます。	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
84	140	136	基本計画 第4章 4-9 ↓ 4-10	<p>7次計画全体を通して危機管理意識が弱いと思います。 近い将来発生するかもしれない大規模な災害が予想される時に、今の笠岡市に一番不足しているのは、市の公共施設の危うさだと思います。 東北や熊本の大きな災害の教訓として市役所等の災害対策本部や病院が被害を受けたところは、国や県、あるいは他の地域からの応援をすぐには受けられず被災者は困難な避難生活を余儀なくされていました。 今の笠岡市はもし大規模な災害が発生した時は、視聴者が被害を受け、災害対策本部も設置できずに被災者がおいてけぼりの悲惨な状況になるでしょう。 7次計画だけでは無理だと思いますが、これからの実施計画の中では、市の重要施設の高台への移転及び耐震化の計画を進めるべきだと思います。</p> <p>重要度・優先順位 ①市役所を総合庁舎として高台へ移転 ②消防本部の高台への移転 ③市民病院の高台への移転 ④学校、市民会館や公民館等の公共施設の避難所になりうる建物を高台へ移転</p> <p>これらを毎年少しずつ計画的に移転・新築していくことを計画に盛り込むべきと考えます。</p>	<p>笠岡市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震化も順次進めておりますが、「すぐに、すべて」は大変厳しい状況です。 そこで、業務継続計画(BCP)の策定を進めているところです。業務継続計画とは、資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。 この計画を策定しておくことにより、「初動レベルの向上」や「業務の立ち上げ時間の短縮」などを図ることができ、最低限必要な重要業務を継続させることが可能となります。 有事の際にも、機能が停滞することがないように、平常時からの準備を進めていきたいと考えています。</p>	無	
85	146	142	基本計画 第4章 4-11 ↓ 4-12 【達成目標1】	<p>取組概要3項目中「指定ごみ袋制度について、」を削除</p>	<p>貴見のとおり、修正します。</p>	有	<p>◇ごみの排出抑制につながる意識改革を行います。</p>
86	149	145	基本計画 第5章 5-1 【達成目標1】	<p>指標に「ツイッターのフォロワー数・件数」「フェイスブックのフォロワー数・件数」を追加</p> <p>主要事業に「◇SNS(ツイッター・フェイスブック等)の活用」を追加</p> <p>※取組概要の「SNSを積極的に活用」との整合</p>	<p>SNSの活用に関しては、相対的評価も難しく、今後種類が増減する可能性もあることから、日々事務事業を実施する中で利用者数等を捕捉し、それを参考に活用を図っていきます。</p>	無	

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
87	150	146	基本計画第5章5-2	総合指標「経常収支比率」H33の目標値を「95.0」に変更。併せて他の数値に変更が生じる場合は適宜変更 ※H29.9の財政運営適正化計画による	H29年度版財政運営適正化計画では、今後、比率が上昇する見込みであるため、現実的な目標ラインとして96%を設定しており、総合計画目標値も適正化計画に合わせています。今後は、概ね適正化計画での推計で推移する見込みですが、地方交付税の変動や早期退職等により、単純に今の見込みどおり上下するわけではないので、押しなべて各年度とも同じ比率を目標ラインとしたいと考えています。 また、分母の一般財源が減少傾向の中、比率は上昇する見込みのため、財政運営適正化計画と同じく96%の目標値としたいと考えています。 H29については、適正化計画のH29見込みに合わせて修正します。	有	H29将来負担比率:80.6 H29経常収支比率:95.9
88	151	147	基本計画第5章5-2【達成目標2】	取組概要1項目めを「◇財政調整基金を年次的に積み増しを行い、積立て目標額を平成34年度には、16億円とし、平成37年度には20億円とします。」に変更	H29年度版財政運営適正化計画での目標額20億円の達成は、H39年度の予定であり、また、H33見込みは10.8億円、H34は11.9億円の見込みであるため、もとの文章のままとします。 目標値については、H29財政運営適正化計画に合わせて修正します。	有	財政調整基金残高(億円) H29:8.5, H30:9.5, H33:10.8 公共施設整備費引当基金残高(億円) H30:0.5, H33:0.9
89	152	148	基本計画第5章5-3	<現況と課題>②中「平成28年度の…になりました。今後も」を削除し、「ふるさと納税については、国の…」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	②ふるさと納税については、国のふるさと納税の見直し(規制)の動向を踏まえながら、寄附額の更なる増額に向けて取り組む必要があります。
90	152	148	基本計画第5章5-3	「クラウドファンディング」の用語説明を追加	貴見のとおり、追加します。	有	※クラウドファンディング…インターネット等を介して、不特定多数の個人から寄附等の形で資金を調達する仕組み
91	153	149	基本計画第5章5-3	指標の単位「千円」をすべて「百万円」に統一	貴見のとおり、統一します。	有	単位を「百万円」に統一
92	156	152	基本計画第5章5-4	<現況と課題>①中「行政評価制度を活用して」の次に「指標をもとに」を追加 <対策>①中「運用を通じて、」の次に「指標実現に向け」を追加	貴見のとおり、修正します。	有	<現況と課題①> 行政評価制度を活用して指標をもとに事業効果の検証や進行管理を行うことで、 <対策①> 行政評価制度の運用を通じて、指標実現に向け職員自らが従来の業務を見直し

パブリックコメントによる意見に対する対応一覧表

番号	旧ページ	新ページ	項目名	意見の概要	担当部署の考え方	素案の修正の有無	修正する場合の修正後の文面
93	157	153	基本計画第5章5-4【達成目標1】	指標に「指標の達成率」を追加	総合計画の進捗状況については、PDCAサイクルを回す中で、毎年実施している施策評価により指標の達成度も含め、総合的に評価していただいていることから不要と考えます。	無	
94	157	153	基本計画第5章5-4【達成目標2】	指標に「職員定員」を追加 取組概要に「◇職員定員の適正化に努めます。」を追加 主要事業に「◇職員定員の適正化」を追加 ※主な関連計画の「定員適正化」の内容を記載	現「定員適正化計画」が、平成30年度までの計画となっていることから、平成30年度に平成31年度から平成34年度の次期計画を作成することとしていました。 計画作成が未着手であり、定員が未確定であるため、数値記載を控えたものです。	無	
95	全体	全体		総合計画の愛称を「かがやきプラン」とする	本計画で示す笠岡市の将来都市像「元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡」が本計画のキャッチフレーズに相当するものです。 計画の愛称はキャッチフレーズとしての意味合いも含むものであり、こうしたフレーズが乱立してしまう可能性も考慮したうえで、第8回総合計画審議会のご議論いただき、愛称は設定しないこととしました。	無	